

【山側住宅団地住み替え促進マイホーム取得助成事業のご案内】

※令和5年4月1日以降に中古住宅を購入したかた

山側住宅団地でゆとりある暮らしを送りたい子育て・若年夫婦等を
応援するため、山側住宅団地(※1)に中古住宅を取得したかたを対象に、費用の一部を助成します。

日立市

令和7年度版

50万円

※予算に限りがありますので
お早めに申請ください。

※1 山側住宅団地とは…

高鈴台団地・山の神団地・青葉台団地・堂平団地・
平和台団地・小咲台団地・中丸団地・塙山団地・
金沢団地・台原団地・根道ヶ丘団地・みかの原団地
(詳しくはお問合せください)

マイホーム取得を
応援します！

令和5年4月1日～令和7年3月31日
に新築住宅を取得契約した方は
裏面をご覧ください

対象となるかた

以下のすべての要件を満たしている場合に対象となります。

① 以下のいずれかに該当するかた

(a)申請日又は契約日時点で、18歳未満の子等を有する世帯

(b)申請日又は契約日時点で、夫婦どちらかが45歳未満の若年夫婦

(c)住宅の取得等に係る契約日若しくは助成を申請する日において45歳未満のかた

② 原則として、令和5年4月1日以降に山側住宅団地(※1)内に住宅取得に関する契約を書面で締結していること

③ 助成申請日までに取得する住宅(建物)の所有権移転登記及び住民登録が完了していること

④ 取得する住宅の居住部分の床面積が50㎡以上であること

⑤ 建築基準法等の関係法令の規定に適合した住宅であること

⑥ 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がないこと

⑦ 同一の住宅について、住宅の取得を目的とした他の公的制度(※2)による助成を受けていないこと

* 正当な理由なく住宅を売却等したときや、虚偽の申請があったときは、助成金の返還をしていただく場合があります。

※2 他の公的制度

市の「住み替えチャレンジ支援事業」等が該当します。
併用の可否について、詳細はお問い合わせください。

手続の流れ

1 住宅の引渡し・登記(所有権の移転)・世帯全員の住民登録が
済んでから申請してください。

※紙の申請書は、住政策推進課窓口
でお渡ししています。または、市のHP
からもダウンロードできます。



2 申請(令和7年度申請期限: 令和8年3月16日(月))

次の書類をそろえて、住政策推進課に提出してください。

① 「山側住宅団地住み替え促進マイホーム助成申請書(様式第1号)」

② 「不動産売買契約書」の写し(建物の所在地番、延べ床面積、
取得金額、契約日、注文者及び請負者等が確認できる部分)

③ 住宅の不動産登記(建物の全部事項証明書など)

(申請者と所有権の移転後の名義人が同一であること)

④ 振込先口座の通帳またはキャッシュカード等の写し



3 助成決定通知書の受領及び助成金の受領

申請内容を審査し、問題がなければ助成決定通知書を送付します。

同時に、指定された金融機関の口座に助成金を振り込みます。

(申請から1か月程度かかります。)

電子申請をご活用ください！

お持ちのスマートフォンやパソコンで申請
できるようになりました。(紙の申請書は不要)

左記②～④の書類を全て揃え(PDFまたは
画像ファイルに変換してください)
右のQRコードから申請してください。

(申請フォーム)

※電子申請が不可能な
場合は、紙の書類を一式
揃えて提出してください。



【問合せ先】日立市 都市建設部 住政策推進課
(本庁5階 山側)

〒317-8601 日立市助川1-1-1

電話 0294-22-3111 内線247/436

Eメール juseisaku@city.hitachi.lg.jp

FAX 0294-21-7750

助成金の詳細はHPを
ご覧ください

